

にかほ市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 会議要旨 (第21回)

日 時 令和3年1月8日(金) 午後4時00分～午後4時18分
場 所 にかほ市役所象潟庁舎 2階 大会議室

1. 開会

秋田県の状況 感染者：161人 うち由利本荘保健所管内：10人
山形県の状況 感染者：418人 うち酒田市：57人、鶴岡市：46人、遊佐町：2人
庄内町：2人、三川町：52人 (1月7日現在)

○1/7 東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県の新1都3県に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令された。(期間 1/8～2/7)

2. 議題

(1) 新型コロナウイルス感染症対策に対するにかほ市の対応について

◇新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく対策本部の設置について

緊急事態宣言が発令されたことにより、現在の対策本部(法律に基づかない任意の対策本部)を廃止し、新型インフルエンザ等対策特別措置法第34条第1項に基づく「にかほ市新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置する。(設置時間：午後4時00分 本部長 にかほ市長)

◇イベント等の開催基準の見直しについて

年末年始の全国的な感染者の増加や、1都3県に緊急事態宣言が発令されたことにより、イベント等の開催基準を見直しする。変更点は以下のとおり。

○市職員の出張について

1月8日(金)以降、東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県へのお出張については、原則として行わない。

○来庁者等への対応について

1月8日(金)以降、東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県からの来庁は原則として控えてもらう。

○市職員の私的旅行について

1月8日(金)以降、東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県へのお出張については、原則として行わない。

4. 閉会 午後4時18分 終了